

# 結核と診断されたら…



## 人にうつす可能性のある場合 = 入院します

- ① 持ち物  
健康保険証、身の回りのもののお金（1万円程度）、保証金（5万円程度）、紹介状、日用品など詳細は入院される病院に確認してください。
- ② 入院期間  
2～3か月（病状により延長する可能性もあります）
- ③ 退院  
痰検査の結果により人にうつす危険性が消失した後退院することができます。その後は外来通院で治療を続けます。



退院

## 人にうつす可能性のない場合

治療期間：6～9か月、それ以上の場合もあります  
期間内は毎日忘れずに薬を飲みましょう!!

- ☑ 処方された薬は本人に合わせて種類と量を決めていますので自己判断で調整しないでください。必ず主治医にご相談ください。
- ☑ 治療途中で薬を飲まない日があったり、途中で飲むのをやめたりすると薬がきかない結核菌（耐性菌）になってしまう可能性があります。
- ☑ 薬を飲み続けることができるように、保健師などが定期的に服薬確認します。
- ☑ 治療途中で住所や電話番号などが変更になる場合は、早めに保健所に相談してください。

## 就業制限

「接客業その他の多数の者に相対して接触する業務」に対し制限がかかる可能性があります。

## 接触者健診

- ・結核を発病している人や感染している人を早期に発見するため患者さんの家族や身近な人を対象に、接触者健診を行います。
- ・皆様のお話を伺い、接触者健診が必要な方を保健所が決定します。お話を聞かせていただく場合がありますので、ご協力ください。

## 治療終了

## 管理検診

- ・症状や治療経過により、治療終了後2年間から3年間、半年毎の検診が必要となります。
- 内容：問診（健康状態の確認）、胸部レントゲン検査、喀痰検査、診察など



## 医療費について

### 医療費公費負担制度があります

- ・所得によって、自己負担の割合が変わります
- ・公費負担は保健所が申請書を受理した日からとなります
- 【申請時に必要なもの】
  - ・結核患者医療費公費負担申請書（医師記入分）
  - ・胸部エックス線撮影検査のデータ



## 困ったことがあれば、保健所にご相談ください



葛飾区保健所 保健予防課 感染症予防係  
〒125-0062 東京都葛飾区青戸4丁目15-14  
TEL：03-3602-1331（平日8：30～17：15）  
FAX：03-3602-1022